



2025年5月13日

各 位

会 社 名 東京エレクトロン デバイス株式会社
代表者名 代表取締役社長・CEO 徳重 敦之
(コード番号：2760 東証プライム市場)
問 合 せ 先 総務部長 内田 則昭
(電話 03 - 6635 - 6000)

当社グループ役職員に対する中期インセンティブプランとしての株式報酬制度 継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022 年 3 月期より導入いたしました中期経営計画「VISION2025」の達成度にリンクしたインセンティブプランが 2025 年 3 月期に終了したことに伴い、当社及び当社グループ会社（以下、「対象会社」という。）の取締役（非業務執行取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）及びコーポレートオフィサー、執行役員をはじめとした幹部社員（以下、「対象社員」といい、「対象取締役」とあわせて「制度対象者」という。）に対する中期業績連動株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を、新たに中期経営計画「VISION2030」の達成度等にリンクしたインセンティブプランとして、下記のとおり、継続及び一部改定することとしました。また、本制度の継続及び一部改定に関する議案を 2025 年 6 月 20 日開催予定の第 40 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の継続及び一部改定について

- (1) 当社は、昨年（2024 年 4 月 30 日）発表した中期経営計画「VISION2030」において、半導体や IT を中心とする最先端テクノロジーを通して社会課題に向き合い、期待を超える価値を持つ解決策を提供することで、社会の持続的発展に貢献することをミッション（経営方針）に掲げ、その VISION として「メーカーと技術商社の力で潜在的な社会課題を解決する会社」とすることを制定しました。また、「VISION2030」達成に向けた全社方針といたしましては、当社グループが持つ「メーカー」と「技術商社」の力により潜在的な社会課題である顧客課題の解決を図るとともに、持続的な利益成長に資する行動を推進してまいります。

「VISION2030」では、定量的な目標として、2030 年 3 月期の財務モデル（連結経常利益率 8%以上及び連結 ROE20%以上）を設定しております。本年度は「VISION2030」の初年度に当たりますが、当社グループの取締役をはじめとしてコーポレートオフィサー、執行役員並びに幹部社員が一体となり、経営的視点に立った目的意識を持って取り組むことが、「VISION2030」を達成するカギの一つであると考えております。ミッション・VISION の実現、中期経営計画「VISION2030」の達成、つまりは当社の企業価値向上を意図し、その中心的役割を担う当社グループの制度対象者に中期経営計画「VISION2030」の財務目標の達成度等にリンクしたインセンティブプランとして、本制度を継続するものであります。

- (2) 本制度の継続及び一部改定は、各対象会社の株主総会において当該対象会社の対象取締役の報酬に係る議案が承認可決されることを条件とします。
- (3) 対象取締役を対象とした本制度は、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託 (以下、「BIP 信託」という。) と称される仕組みを採用します。BIP 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭 (以下、「当社株式等」という。) を取締役へ交付及び給付 (以下、「交付等」という。) する制度です。

なお、採用する BIP 信託は、本日公表の「年次業績連動型株式報酬制度の継続及び非業務執行取締役に対する非業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ」にて設定する信託と同一のものとします。

また、対象社員を対象とした本制度は、株式付与 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託 (以下、「ESOP 信託」という。) と称される仕組みを採用します。ESOP 信託とは、米国の ESOP 制度を参考にした社員インセンティブプランであり、対象社員の職位や業績目標の達成度等に応じて、当社株式等を交付等する制度です。

2. 本制度の一部改定について

当社は、2025 年 8 月末日に信託期間が満了する設定済みの BIP 信託及び ESOP 信託について、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間を 5 年間延長し、本制度を継続します (以下、「各本信託」という。)

本制度の継続にあたり、従前の制度から一部改定しますが、改定後の内容を以下のとおりといたします。

(1) 本制度の概要

本制度は、2026 年 3 月 31 日で終了する事業年度から 2030 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 5 事業年度 (以下、「対象期間」という。) を対象として、制度対象者の役位等及び「VISION2030」目標値の達成度等に応じて当社株式等の交付等を行う制度です。

(2) 本制度継続に係る株主総会決議

各対象会社はそれぞれの株主総会において、BIP 信託に拠出する信託金の上限額及び取締役に対して交付等が行われる株式等の総数の上限その他必要な事項を決議します。

(3) 本制度の対象者 (受益者要件)

制度対象者は、原則として対象期間終了後に以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益権確定手続きを経た上で、株式交付ポイント数に相当する当社株式等について、各本信託から交付等を受けることができます。

- ① 対象期間終了時に制度対象者として在任・在籍していること (対象期間中における任期満了退任者・定年退職者は対象期間終了時に制度対象者として在任・在籍しているものとみなす)
- ② 下記 (5) に定める株式交付ポイント数が決定されていること
- ③ 在任・在籍中に一定の非違行為等があった者でないこと

(4) 信託期間

2025 年 8 月（予定）から 2030 年 8 月（予定）までの約 5 年間とします。

(5) 制度対象者に交付等が行われる当社株式等

制度対象者に交付等が行われる当社株式等は、以下に定める株式交付ポイントの算定式に従って算出されるポイント数に応じ、1 ポイントにつき当社普通株式 1 株として決定します。なお、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイントあたりの当社株式数及び下記（7）の上限株式数を調整します。

（株式交付ポイントの算定式）

権利ポイント^{（※1）} × 達成度支給割合^{（※2）}

（※1）権利ポイントは、原則、役位等に応じて定める基準金額を信託及び当社が別途設定している本制度と同様の従業員向けインセンティブプランにおける信託が本制度に必要な当社株式を取得したときの株価で除して算定します。対象期間中に役位等の変動が生じる場合には、期間案分による調整を行います。

（※2）達成度支給割合は、取締役会が決定する「VISION2030」の目標値である連結経常利益率、連結 ROE に対する達成度及び非財務指標（エンゲージメントスコア）の改善度に応じて、0%～125%の範囲で変動します。一定の閾値に到達するまで支給割合は 0%とします。

(6) 制度対象者への当社株式等の交付等の時期及び方法

受益者要件を充足した制度対象者は、対象期間終了後に、当社株式等の交付等を受けるものとします。

このとき、当該制度対象者は、株式交付ポイント数の一定割合に相当する数の当社株式について交付を受け、残りについては各本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(7) BIP 信託に拠出される信託金の上限額及び BIP 信託から交付される当社株式等の上限数

BIP 信託については、信託期間内に信託に拠出される信託金の上限額及び信託から対象取締役に交付等が行われる当社株式等の上限数は、各対象会社の株主総会決議で承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

① BIP 信託に拠出される信託金の上限額

当社分：対象期間合計 334 百万円

当社グループ会社分：対象期間合計 65 百万円

（信託期間中の BIP 信託による株式取得資金ならびに信託報酬及び信託費用の合算金額となります。）

② BIP 信託から交付等が行われる当社株式等の上限数

当社分：対象期間合計 162,000 株

当社グループ会社分：対象期間合計 33,000 株

(8) BIP 信託による当社株式の取得方法

BIP 信託による当社株式の取得は、上記 (7) の株式取得資金及び BIP 信託から交付等が行われる当社株式等の上限数の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

(9) 各本信託内の当社株式に関する議決権行使

BIP 信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

ESOP 信託内にある当社株式については、信託管理人が株主としての権利行使に対する指図を行い、ESOP 信託はこれに従って議決権を行使します。

(10) 各本信託内の当社株式の配当の取扱い

各本信託内の当社株式について支払われた配当は、各本信託が受領した後、各本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(11) 信託期間満了時の残余株式及び配当金の残余の取扱い

信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更及び各本信託への追加信託を行うことにより、本制度又はこれと同種の株式交付制度として各本信託を継続利用するか、各本信託から当社に無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。

また、信託期間の満了時に生じた各本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、各本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により各本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社や制度対象者と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

	BIP 信託	ESOP 信託
① 制度対象者	当社対象取締役 グループ会社対象取締役	対象社員
② 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
③ 信託の目的	制度対象者に対するインセンティブの付与	
④ 委託者	当社	
⑤ 受託者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
⑥ 受益者	制度対象者のうち受益者要件を充足する者	
⑦ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
⑧ 信託契約日	2021 年 8 月 3 日（信託期間延長のため 2025 年 8 月に変更予定）	
⑨ 信託の期間	2021 年 8 月 3 日～2025 年 8 月 31 日 （2025 年 8 月の信託契約の変更により、2030 年 8 月まで延長予定）	
⑩ 制度開始日	2021 年 9 月 1 日	
⑪ 議決権行使	行使しない	行使する
⑫ 取得株式の種類	当社普通株式	
⑬ 株式の取得方法	株式市場から取得	
⑭ 株式の取得時期	2025 年 8 月 6 日（予定）～2025 年 9 月 19 日（予定）	
⑮ 信託金の金額	399 百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含みます。）	1,214 百万円（予定）（同左）
	上記金額は既存の BIP 信託・ESOP 信託から承継する残余財産を含みます。	
⑯ 帰属権利者	当社	
⑰ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。	

※BIP 信託は、本日公表の「年次業績連動型株式報酬制度の継続及び非業務執行取締役に対する非業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ」にてご案内の BIP 信託と同一のものであるため、同一の信託契約となります。

以 上